

【日本】配列表（WIPO 標準 ST.26 形式）の提出にあたっての留意事項

PCT 規則の改正に基づき、2022 年 7 月 1 日以後の出願において塩基配列又はアミノ酸配列を明細書等に含む場合には、WIPO 標準 ST.26 に準拠した配列表を提出する必要があります。

詳細につきましては、弊所知財トピックス 2022 年 6 月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11654/>

日本国特許庁（JPO）によりますと、未だ相当数の出願において、旧型式の WIPO 標準 ST.25 に準拠した配列表が提出されている例があるとのことです。

特に、分割出願や優先権主張出願において、原出願や基礎出願で提出された WIPO 標準 ST.25 に準拠した配列表がそのまま提出されるという間違いが多く発生しているとのことです。

それ以外にも、配列表の添付自体を失念している出願も散見されるようです。

JPO は、ホームページによる周知に加え、誤ったフォーマットでの提出に対して電話連絡等による個別対応を取り、周知を図ってきました。しかし、日本国特許庁（JPO）は 2025 年 9 月 8 日付でホームページを更新しており、今後は国内出願においては手続補正指令、国際出願においては国際調査段階等での提出命令により、ST.26 形式配列表の提出を求める運用を開始する旨を公表しました。

JPO からのお知らせについては、以下 URL をご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/bio/gene/enki_amino_baitai_ryui.html

手続補正指令等を受けることのないよう、出願時に配列表を準備する際には、WIPO 標準 ST.26 に準拠した配列表になっているか、フォーマットの確認を徹底するとともに、配列表の添付を失念していないかの確認も徹底することをお勧めします。また、既に誤ったフォーマット（WIPO 標準 ST.25）で提出された出願や配列表の添付を失念している出願については、早めに WIPO 標準 ST.26 に準拠した配列表を提出することをお勧めします。